

胃がん検診検討会開催要綱

(趣旨)

第1条 本市の胃がん検診を実施するに当たり、専門的知見に基づく意見が必要な内容を検討するため胃がん検診検討会（以下「検討会」という。）を設置する。

(職務)

第2条 検討会は、本市の胃がん検診を実施するに当たり、重篤な偶発症への対応や実施医療機関の精度管理、検査医資格の認定等についての意見交換等を実施する。

(参加者)

第3条 検討会の参加者は、次に掲げる者のうち、市長が参加を依頼した者とする。

- (1) 消化器内科の専門医である者
- (2) 消化器内科分野において学識経験を有する者
- (3) 本市が実施する胃がん検診業務に従事している者
- (4) その他市長が必要と認めた者

2 検討会の参加者は6人以内とする。

(会議の進行)

第4条 会議の進行は、参加者の互選により定めた進行役が行う。

2 進行役に事故があるとき、又は進行役が欠けたときは、参加者のうちあらかじめ進行役が指名する者がその職務を代理する。

(報償)

第5条 参加者への謝礼は、検討会1回につき5,000円とし、検討会開催ごとに支払うものとする。

(庶務)

第6条 検討会の庶務は、健幸保健部健康推進課において行う。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、検討会の開催に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。